





(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則

(平成一七年七月二六日法律第八

七号)抄  
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二二日法律第六

三号)抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第八条第五項の規定は、鉄道事業者が平成二十八年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間のいずれかの日から施行した災害復旧事業についても、適用する。